

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年11月12日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市規則第93号

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和 6 年名古屋市条例第53号）の施行期日は、令和 6 年11月23日とする。